

虎皮考：日本古代・中世における虎皮の流通と消費 に関する一考察

楠瀬，慶太
九州大学大学院比較社会文化学府

<https://doi.org/10.15017/4494691>

出版情報：比較社会文化研究. 25, pp.37-50, 2009-02-20. 九州大学大学院比較社会文化研究科
バージョン：
権利関係：

虎皮考

— 日本古代・中世における虎皮の流通と消費に関する一考察 —

クス ノセ ケイ タ
楠 瀬 慶 太

1. はじめに

虎はアジアに広く分布していた動物であるが、現在、レッドデータブックに記載される絶滅危惧種に指定される。その原因が、虎の毛皮と漢方薬の材料としての虎骨を求めた人間達の虎の乱獲にあったことは周知の事実である(増井ほか1997)。そして、その乱獲に関わった中には、多くの近代日本人がいたり。

その日本人の虎皮への嗜好性は近代以前からはじまっていた。日本人にとって、虎そして豹の皮は古代以来珍重されてきた嗜好品であった。虎・豹が生息していない日本列島には²⁾、その生息地である朝鮮半島、中国北東部で狩られた虎・豹の毛皮が輸入品として多くもたらされていた。特に、鎖国以前、東アジア世界との活発な交易が行われていた古代・中世に、虎皮・豹皮が朝鮮や渤海からの朝貢品、下賜品、貿易品の重要品目となっていたことについては、これまで多くの研究で指摘されてきた(中村1956、田代1981、上田ほか1990など)。

特に、保立道久氏は、文献史料、絵画資料から、古代・中世における虎皮の流通・消費の在り方、虎退治の伝承を検討し、虎皮が古代・中世の日本へ恒常的に流入し、貴族、武士達の嗜好品となっていた可能性を指摘した(保立1993)。そして、虎皮に対する異国趣味的なフェティシズムと「日本的武勇」の象徴としての「虎退治譚」の流布が、中世の排外的・国粹的な武士のナショナリズムのイデオロギーとなったと指摘している。保立氏の論考は、虎皮を専論として扱い、その流通・消費の意味を思想史的な観点から検討したものととして重要である。しかし、ここでは、古代・中世前期を中心に虎皮の流通・消費が検討され、朝鮮半島との交易が大いに活発化した中世後期については検討されていない。

また、平木實氏は、朝鮮王朝時代初期の半島における虎の棲息状況、政府の虎の捕獲・貢物制度について検討した(平木2002)。この中で、平木氏は日本使節への回賜品として多くの虎皮が使用されていたことを指摘している。この論考から、中世後期の日本に多くの虎皮が流入していたことが明らかとなったが、それがいかに日本国内で流通し、

消費されていたのかについてはいまだ明らかでない。

本稿では、古代・中世を通じての日本における虎皮流通・消費の全体像把握を目的として検討を行う。まず、原産地、単位、値段などから虎皮のルーツ・価値の位置づけを確認する。次に、保立氏の論考を元に、古代・中世前期における虎皮流通・消費を再整理する。ついで、中世後期における虎皮流通・消費を、朝鮮半島の史料と国内史料から検討する。最後に、近世初期の虎皮流通・消費について、朝鮮出兵における虎狩との関係から検討を行う。これらの検討を通じて、日本人の虎皮に対する嗜好性のルーツを探ってみたいと思う。

2. 虎皮のルーツと価値

(1) 史料用語としての「虎皮」

古代・中世の史料に多く散見する「虎皮」という用語³⁾。16世紀末に出版された辞書『落葉集』には「虎^ことら^ひ皮^{かわ}」とあり、17世紀初頭に出版された『日葡辞書』には「Cofi(コヒ)。「虎^{トラ}ノ^{カワ}皮」。虎の皮」とあるように、中世人達は、「コヒ」もしくは「トラカワ」と呼んでいた。

また、虎皮は、舶来の虎の皮という意味で「唐皮」と記される場合もあった。『日葡辞書』にも「Caracaua(カラカワ)。シナの毛皮」と記される⁴⁾。この表現は、平安時代の貴族藤原宗忠の日記である『中右記』に「今夕右方相撲人參中納言中将殿。殿下同御覧了。人々出之後。召最手惟遠同男。給胡籙唐皮等云々。」(天永二年九月三日条)⁵⁾とあることから、虎皮=唐皮という意識は、比較的早い時期からあった。特に、虎皮を使用した平家重代の鎧が「唐皮」と呼ばれたことはよく知られている(保立1993)。「唐皮」は、桓武天皇の叔父の僧侶が紫宸殿に壇を作って祈ったところ天から落下してきたという伝承を持ち、「本朝の固め」「不動降伏の鎧」として平貞盛から維盛まで九代に渡り受け継がれてきたとされる。『源平盛衰記』巻四十には、「糸威^{いとどし}には非ずして皮威也、裏を返して見るに。札のあひあひに虎毛あり。図知ぬ虎の皮にて威たりと、故に其名をば唐皮とぞ申ける」とある。このようにいくつかの史料に「唐皮」の語が見られるが、史料用語としては「虎皮」が使われる

場合が多い。

「虎皮」と同じ場面でもよく現れる語が「豹皮^{ひょうび}」である。縞の異なる「豹皮」も史料上に見られる国外からの輸入品である。

(2) 虎皮のルーツ

ここでは、先に見てきた「虎皮」「豹皮」などが、いったいどこで獲れたものでどのような亜種だったのか見てみたい（増井ほか1997）。

トラ、ヒョウはネコ科の動物である⁹⁾。特に、トラはシベリアを発祥の地とし、その後、ユーラシアの各地へ分布を広げた。日本列島各地にも約60～30万年前、トラが生息していたことが発見された化石から知られているが¹⁰⁾、いつのまにか姿を消してしまった。古代・中世にはトラ・ヒョウは日本にはいなかったのだが、アジアには多くのトラ・ヒョウが生息していた。

ロシアと中国の国境を流れるアムール川流域から北朝鮮にかけて分布していたのが、アムールトラ (*Panthera tigris altaica* Temminck, 1844) である。シベリアトラ、マンシュウトラとも言われ、トラの亜種の中では最も大きい。体長が4 mを超えるものもいる。毛色はオレンジ色を帯びた茶色で、夏毛は1～2 cmと短い、冬毛は長く、綿のようにふさふさしている。縞は幅が狭く、黒色で、脇腹や後ろ足の外側の縞は茶色で目立たない。商品となった虎皮はおそらく冬毛の毛皮で、虎狩は冬に行われたと考えられる⁹⁾。

また、揚子江南部にはアモイトラ (*Panthera tigris amoyensis* Hilzheimer, 1905) が生息していた。小型で、毛がやや長く、柔らかで色が濃く、縞の幅が広い。『虎記略』（1234年）、『捕虎記略』（1410年）に記される中国で獲られていた虎がこのアモイトラである（上田2002）。



図1 『鳥獣戯画』（一部）に描かれた虎皮（高山寺所蔵）

一方、沿海州、中国東北部、朝鮮半島に分布していたヒョウの亜種は、チョウセンヒョウ (*P.p.orientalis*) である。毛が長く、厚く、背の地色がクリーム色、斑点は輪状が点状で大きく数も少ない。

このように、虎皮・豹皮などの輸出元であったと考えられる沿海州、中国東北部、朝鮮半島、中国華南などは、東アジアにおけるトラやヒョウの中心分布地であったのである。

(3) 虎皮の単位

虎皮・豹皮の史料上での単位は、「枚」「張」「領」。日本側の史料では「張」「枚」が多く使われ、朝鮮側の史料では「張」「領」が併用される。絵巻物の表現を見ると（図1）、虎皮は頭から尻尾までを含んでおり、虎一頭につき毛皮一枚が普通だったのだろう⁹⁾。

また、史料中では、時代を通じて数枚程度の記載がほとんどである。多くても二十枚程度で、数百枚に及ぶことはない。数量からもその貴重さがよく分かる。

(4) 虎皮の価値

では、虎皮の価値はどの程度のものであったのだろうか。まずは、他の毛皮と比較してみよう。

康和四年（967）に施行された『延喜式』（四十一 弾正）には、虎皮は五位以上、豹皮は参議以上（但し非参議は三位以上）のみが着用を許される旨が記載されている。また、『三代実録』には、仁和元年（885）正月に、貂^{かわごろうも}の裘が参議以上だけに着用が許されたことが記載されている。参議は、四位以上のもから任じられることから、四位以上（非参議は三位以上）に着用が認められた「豹皮」「貂皮」は、五位以上に認められる「虎皮」より、その価値が高いという認識があった事が伺える。

「豹皮」の値段を知ることができるのは、聖武朝の実力者であった長屋王の邸宅跡から出土した「豹皮分六百文・□塔分」と書かれた荷札木簡である¹⁰⁾。後述するように、この豹皮は渤海からの輸入品で、「六百文」はその購入資金であろう。当時の貨幣は、和銅開珎（708年鑄造）であるが、その発行量を考えても「六百文」という数はその価値の高さをうかがわせる。当時の朝廷への渤海使の朝貢品が「大虫¹¹⁾七張・熊皮七張・豹皮六張」（『続日本紀』天平十一年十二月十日条）、「大虫七張・豹皮六張・熊皮七張」（『三代実録』貞観十四年五月十八日条）程度だったことを考えれば、長屋王家が購入した豹皮も数枚程度のものだったのだろう。

一方、「虎皮」の値段は、以下の石山本願寺頭如の日記（天文十七年（1548））から伺うことができる。

【史料1】『顕如上人日記』（天文十七年十二月七日条）

七日 浅井新九郎へ、以直書織色十端^代、唐木綿十端、虎皮一枚^代遣之。益田下國二付之。

同名與二^取へ、唐木綿五端遣之。駿河添状也。此音信者先日喜多郡坊主衆申にハ、種々申事共雖多之、浅井無等閑之間、成音信候者、各可爲祝着之由候間、如此。

石山本願寺が浅井長政へ織色十端、唐木綿十端、虎皮一枚を送ったこと、そして織色十端には十貫、虎皮一枚には四貫の調達資金が掛かった旨が記載されている。つまり、石山本願寺は虎皮をどこかから買い付けてきたのである。日本中世では、銭一貫は米一石に相当する。四貫文は米四石分にあたる。また、当時の貿易品を見ると、明応元年(1492)における建盞天目(茶碗)の値段は八貫である(小野2001)。当時の超高級品である天目茶碗の値からしても、虎皮一枚四貫文というのは安くない値段である。服部英雄氏の換算によれば、中世後期には銭一貫=十五万であるから(服部2006)、虎皮一枚は六〇万円に相当する。

また、慶長十五年(1610)、琉球国中山王尚寧が駿府および江戸城登城の際の将軍家への献上品の調達に関する事項を記した以下の書状¹²⁾にも虎皮調達の費用が記載されている。

【史料2】『鹿児島県史料 旧記雑録後編四』720号

慶長十五年八月八日、於駿河中山王登城之時、相國様江進上物、

- 一段子 百巻
代銀拾三貫目^{但一卷二付}百三十目つつ
- 一 羅紗 拾式尋
代銀三貫目^{但一間二付}三百目つつ
- 一 太平布 式百疋
右者有合申候、
- 一 白銀 一萬兩
銀子四十三貫目
- 一 太刀 一腰

同八月廿八日、於江戸登城之時進上、

- 一段子 百巻
代銀拾三貫目^{但一卷二付}百三十目つつ
 - 一 虎皮 拾枚
代銀六貫目^{但一枚二付}六百目充
 - 一 白銀 一萬兩
銀子四十三貫目
 - 一 太刀 一腰^{長光}
右尋候而も御座有ましくと存じ候、
- 六口

合銀子百式拾貫目

右之表大方算用仕候、大分之儀^ニ御座候、我々として俄^ニ銀子相調候儀、可難成与存候、於京・大坂^ニ御下知を以借銀可相調候哉、左様^ニ候はは、返弁方琉球より年を重、次第^ニ可致首尾儀可罷成哉与、琉球より罷登候而爰元へ罷居候者共へ談合申候へは、年々^ニ被仰付候、出銀皆済之儀さへ漸相調候由申候、

右 御條書之内被引残被仰付候はは、可成程之儀者此節之事候間、随分談合申相調可申候、可然様^ニ御披露奉頼候、以上、

申

三月十日

宜灣(花押)

國頭(花押)

金武(花押)

この文書から、虎皮十枚を購入するのに銀六貫目(一枚あたり六百目)が必要であったことが分かる。銀の交換比率は、時代や地域によって差異があるため、正確な計算を行うことは難しいが、慶長十四年(1609)に定められた交換比率では、銀一貫は銭八〇貫、金二〇両にあたり、虎皮一枚に金十二両がかかったことになる。また、虎皮一枚は南蛮産の羊毛の毛織物「羅紗」2枚分に相当する価値があったことが分かる。

以上の史料から、虎皮や豹皮は古代・中世を通じて高価かつ大量に手に入らない稀少品であったが、お金を出せば購入できる商品として流通していたことがうかがえる。その購入ルートは、各時代の貿易構造によって変化していったものと考えられる。

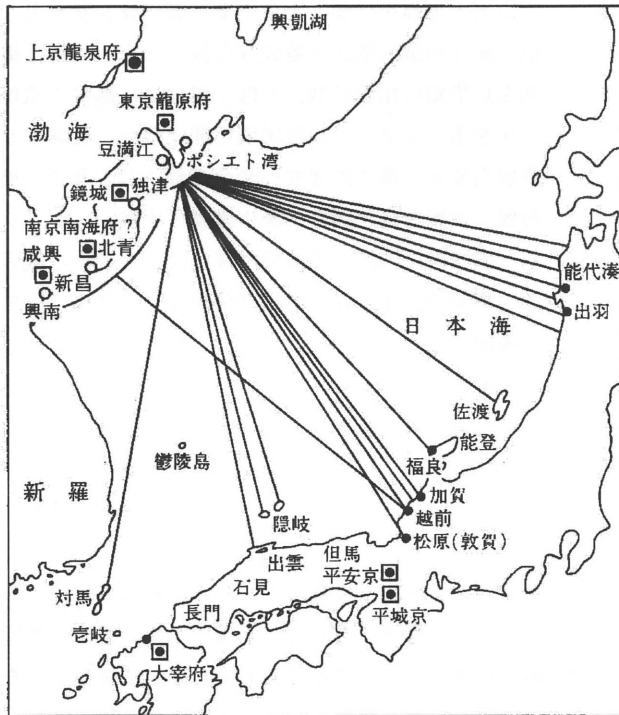
3. 古代～中世前期における虎皮の流通と消費

ここでは、保立氏の整理(保立1993)に従いながら、古代～中世前期における虎皮の流通と消費について再整理していくことにする。

(1) 古代における虎皮流通

列島内における虎皮・豹皮の初見史料は、『日本書紀』の「戊子。新羅進調。從筑紫貢上。細馬一匹。驛一頭。犬二頭。鏤金器。及金銀霞錦。綾羅。虎豹皮。及藥物之類。并百餘種。亦智祥健黜等。別獻物金銀霞錦綾羅。金器。屏風。鞍皮絹布。藥物之類。各六十餘種。別獻皇后皇太子。及諸親王等之物。各有數。」という天武紀朱雀元年(686)条の記事である。ここでは、新羅からの進調すなわち服属の証として、皇后・皇太子、諸親王に虎皮・豹皮をはじめとした品々が献上された旨が記されている。このように朝貢品としての虎皮・豹皮には、当初から金器や金銀などと並ん

A 前期 (727~817)



B 後期 (819~930)

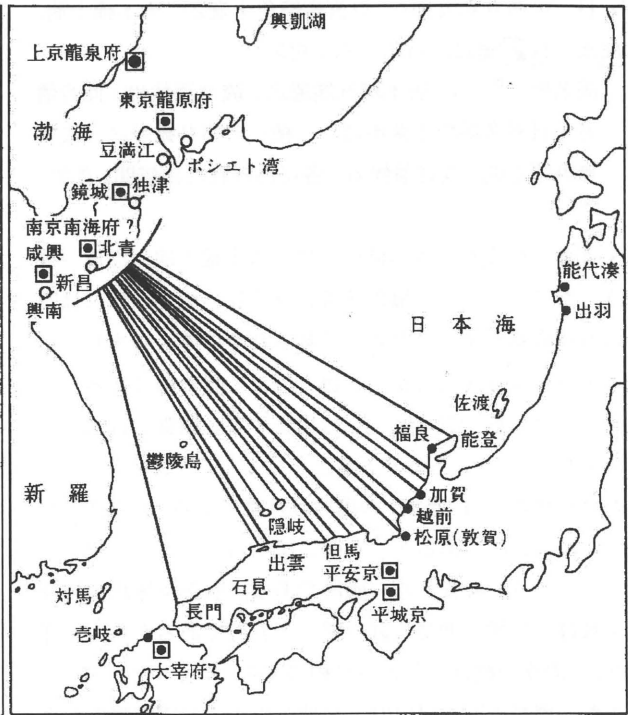


図2 渤海使到着地地図別図(上田・孫1990より転載)

で嗜好品としての価値が付与されていたのである。また、『晋書』安帝記には、義熙九年(413)、倭王讃が高句麗について朝貢を行った記事(「倭国、豹皮、人参などを献ず、詔して細筍・麝香を賜ふ」)があり、律令国家以前から豹皮は東アジア世界において朝貢品としての性格を持っていた。

七世紀以降の新羅と日本との不安定な関係は、朝鮮半島からの虎皮・豹皮などの獣皮類の流入を困難にしたものと考えられる。新羅に変わって、これら獣皮の供給元となったのが、神亀四年(727)以来、使節を日本へ派遣してきた渤海国¹³⁾である(図2)。渤海国の領域である松花江流域や、黒水靺鞨^{こくすいまくかつ}の居住するアムール川(黒竜江)流域では、黒貂^{くろてん}の毛皮¹⁴⁾をはじめとした良質の獣皮が獲れた。神亀四年に遣わされた最初の渤海からの使者は、聖武天皇に300張の貂皮を献じている(『続日本紀』同五年正月甲寅条)。また、天平十一年(739)には、大虫皮七張、熊皮七張、人参三十斤、蜜3斤と並んで豹皮六張を聖武天皇に献じている(『続日本紀』同年十二月戊辰条)。また、貞観十四年(872)にも「大虫七張・豹皮六張・熊皮七張」(『三代実録』同年五月十八日条)が献上された。

このように渤海使は、律令国家への朝貢品として虎皮・豹皮などを献上するほか、交易品としてもこれらの物品を持ち込んだのである。大臣や百姓、国司などが渤海使の着岸地の日本海沿岸に使者を派遣して争って獣皮を購入しようとしていたことが指摘されている。(酒寄2006)。渤海の

日本への遣使は、日本の新羅征討計画の中止、安祿山・史思明の乱による渤海と唐との緊張関係の緩和などによって、お互いに政治的・軍事的意味よりも経済的な意味を持つようになっていたのである(酒寄2001)。

(2) 中世前期の貿易構造の変化と虎皮流通

延喜十九年(919年)の最後の渤海使と、渤海滅亡後のこの地域との直接的な交易の史料は見られない。しかし、11世紀初頭に成立したとされる『新猿楽記』に登場する「商人の主領、八郎真人」の扱う唐物に「豹虎皮」が上げられ、天曆六年(952)の『長谷寺靈驗記』では、新羅国からの長谷寺に「虎豹皮」が送られたことが記されている。長和三年(1014)には藤原実資に高田牧から「豹皮」が献上され(『小右記』同年八月七日条)、高麗からの輸入品に虎皮が含まれていたこと(森1948)は注目される。虎皮の流入が示す日朝・日宋交渉は、古代の渤海-日本という単純なものではなく、遼や高麗、宋をまたいだ多元的・国際的な交易へと構造を変化していったものと考えられる(保立1993)。

このような構造の変化は、これまで中央の貴族にのみ限られていた虎皮の使用を下位の階層へ、そして地方へと拡大させていったものと考えられる。筑前高田牧からの豹皮献上や、治安三年(1023)の「山陰道相撲使隨身信武」が藤原実資から「胡籙并豹皮切付散物等」を賜った例(『小右記』同年五月二日)などは、もはや『延喜式』の規定(虎

皮は五位以上、豹皮は参議以上)を越えるまでになっていることを示している。

この傾向は、鎌倉期に入るとさらに拡大する。貴族から武士や諸人への豹虎皮の使用拡大は、朝廷や幕府の禁制に現れている。建久二年(1191)三月廿八日の後鳥羽天皇宣旨(『鎌倉遺文』526号)には「地下六位已下尋常時、不可用螺鈿蒔絵等鞍豹虎皮鞆」とあり、その使用階層は『延喜式』の規定から拡大している。弘長元年(1261)の関東新制には「上下諸人蒔絵金銀劔刀并鞍豹虎皮豹切付、及銀鍔轡、可停止之」とあり、この幕府禁制では上下諸人が規定の対象となり、すでに位などの明確な規定すら無くなってしまっている。この内容は建武新制でも引き継がれて規定される(『建武記』)。このような幕府や朝廷の虎皮使用統制の背景には、中世における虎皮の恒常的な流入と消費の拡大があったと考えられる。

(3) 調度品・装飾品・武具としての虎皮

古代における虎皮の用途は、敷物(図1)の他、腰当、肩当、鞍、切付(下鞍)などに加工して使われる場合もあった¹⁵⁾。これらは、朝廷の儀式の際の調度品・装飾品として、国家中枢において貴族達によって使用された。また、寛平元(889)年の「宇佐八幡宮行事例定文」(平安遺文4549号)には、神祕に必要な品として「豹虎皮」が上がり、宇佐八幡宮などの地方でも国家的な祭事の中で使用された。

また、平安期以降、武士が台頭してくると、鎧や尻鞆(刀の鞘を包む毛皮の袋)、切付(鞍の下に敷く馬具)などの武具材料として使用された¹⁶⁾。先にふれた中世前期の二つの禁制は、これらの武士層の虎皮消費の拡大を受けて出されたものと考えられる。

このように、中世前期には、虎皮消費は階層を越えて広く拡大し、日本社会の中で嗜好性を増幅させていくのである。

4. 中世後期における虎皮の流通と消費

中世後期、特に15～16世紀、日朝通交は国家間というより、倭寇勢力と朝鮮国家との間で展開した。交易の形態は、朝貢に対する回賜の形態を取り、朝鮮側の負担は大きく、日本側に有利なものであり、倭寇勢力は朝鮮との交易を積極的に展開した(村井1987、勝俣1994、高橋2001)。このような場で見られたのは利潤のみを求める中世の倭人達の姿だった(村井1993)。

以下では、まず、李氏朝鮮第四代の世宗大王(在位1418～50年)の時代の記録である『世宗実録』を史料に、この倭人達の姿について、その虎皮・豹皮への嗜好性から追ってみてみたいと思う。

(1) 『世宗実録』に見る虎皮下賜

— 虎皮に群がる日本人 —

朝鮮王朝では、貢物制度、捕獲制度によって虎皮が政府に納入・備蓄される法的制度が整備されていた。貢物としての虎皮は年数百枚にのぼったと推測され、これらは王朝内で儒者官僚へ下賜されるほか、日本使節へ下賜品として消費された。朝鮮王朝時代初期の約100年間、朝鮮国王から日本人使節への虎皮回賜は94件、約310枚に及ぶ(平木2002)。

平木氏の集計した『朝鮮王朝実録』全体の虎皮下賜記事のうち、ほとんどをしめるのが『世宗実録』中の記事である。平木氏の集計は、虎皮のみを対象としており、かつ抜けている記事も多く、十分でないため、豹皮を含めて『世宗実録』中で記事を抽出し再度集計を行ったのが表1である。虎皮・豹皮が下賜された例は、29年間で59件である。

虎皮を下賜されたのは、日本国王、少弐氏、渋川氏、大友氏、大内氏、宗氏など様々である。しかし、これらの多くが、第三者が大名や国王の名義を借りる(名義借通交型)、もしくは名義人が第三者に請負わせて通交を行う形(請負通交型)であり、第三者とは博多商人であったことが指摘されている。さらに、これらの中には、偽使と呼ばれる第三者が名義を勝手に偽って使い通交するケースもあった(橋本1997a・1997b、伊藤2005)。つまり、綿布や朝鮮人参などととも下賜が求められた虎皮・豹皮のほとんどは、博多商人が扱う商品として国内へともたらされたと考えられるのである。

29年間で下賜された虎皮は約223枚、豹皮は129枚、合計約352枚である。虎皮に比べて豹皮がかなり少ないのには、半島での虎や豹の個体数の違いが反映された結果とも考えられる。また、下賜された虎豹皮は、年平均で12.1枚程度になるが、年によって極端に数の上下がある。下賜される虎豹皮は、年によっては60枚を超える年もある(表2)。

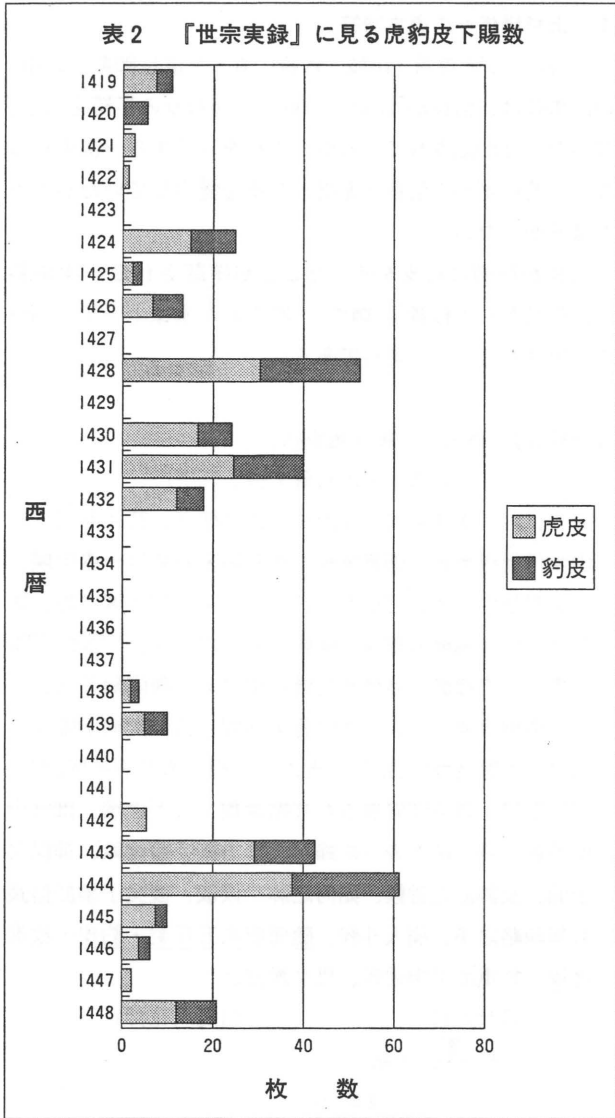
また、『世宗実録』には、公的な貿易のみしか記載されていないが、私的な密貿易での取引数や日本以外への輸出も想定すれば、朝鮮半島から1年間で国外に出て行く虎豹皮の数は相当な数にのぼると想定される。そのため、常時、虎皮・豹皮を下賜することはなく、これらを渡す例は全体の下賜件数からすると非常に少ない。虎皮・豹皮は、「九州前総官源道鎮使人、献土物、仍求虎豹皮・席子・人参」(『世宗実録』三十四、世宗八年十一月乙巳条)とあるように、日本人が朝鮮側に求めたものであったが、時には「宗貞盛致書礼曹求虎豹皮及米穀仍献土物賜米豆各五十石虎皮十張正布一百五十三匹」(『世宗実録』五十、世宗十二年閏十二月乙巳条)とあるように豹虎皮を求めたが、虎皮しか得られない場合もあった。

楠 瀬 慶 太

年次	西暦	月・日	文書・日記	記事	虎皮数	豹皮数	年総計
世宗元年	1419	六月乙亥	『世宗実録』四	「日本国西海路九州総官右武衛源道鎮遣人來報、(中略)仍賜虎豹皮各三領(後略)」	3	3	11
世宗元年	1419	十月乙巳	『世宗実録』五	「肥前僧侶吉見昌清(中略)賜(中略)虎皮五領(後略)」	5	0	
世宗二年	1420	閏正月甲申	『世宗実録』七	「日本国王殿下專使曰(中略)豹皮五領(後略)」	0	5	5
世宗三年	1421	七月癸酉	『世宗実録』十二	「対馬島左衛門太郎致書(中略)土宜虎皮二領(後略)」	2	0	2
世宗四年	1422	四月甲午	『世宗実録』十六	「対馬島左衛門書曰(中略)土宜虎皮一張(後略)」	1	0	1
世宗五年	1423	三月乙酉	『世宗実録』十九	「日向太守源久豊(中略)賜(中略)虎皮(後略)」	1	0	?
世宗六年	1424	正月丙戌	『世宗実録』二三	「賜大内殿德雄豹皮一領・虎皮二領(後略)」	2	1	25
世宗六年	1424	二月癸酉	『世宗実録』二三	「奉回答日本国王(中略)発遣(中略)豹皮五領虎皮五令」	5	5	
世宗六年	1424	二月癸酉	『世宗実録』二三	「禮曹參判李明徳、答書于日本国前都元帥源道鎮曰、(中略)土宜綿紬五匹・苧布五匹・彩花席十一張・豹皮一領・虎皮二領、惟照納」	2	1	25
世宗六年	1424	二月癸酉	『世宗実録』二三	「答書于筑前国太宰府少卿藤原満貞曰、(中略)土宜豹皮一領・虎皮二領・綿紬五匹・苧布五匹・雜彩花席十一張、惟照納」	2	1	
世宗六年	1424	二月癸酉	『世宗実録』二三	「答書于日本国大内殿多多良公曰、(中略)不腆土宜、綿紬五匹・彩花席十一張・豹皮一領・虎皮二領、惟照納」	2	1	
世宗六年	1424	二月癸酉	『世宗実録』二三	「答書于九州元帥將監源義俊曰、(中略)不腆土宜、綿紬五匹・苧布五匹・彩花席十一張・豹皮一領・虎皮二領」	2	1	4
世宗七年	1425	正月庚辰	『世宗実録』二七	「日本九州前總官源道鎮、遣人獻土物、仍求人參・苧麻皮・虎豹皮、回賜道鎮正布六百六十四・白苧布黒麻布各十四・彩花席十張・人參五十斤・虎豹皮各二領」	2	2	
世宗八年	1426	二月丙子	『世宗実録』三一	「(前略)土宜虎皮三領豹皮二領(中略)左衛門太郎(後略)」	3	2	13
世宗八年	1426	十一月乙巳	『世宗実録』三四	「九州前總官源道鎮使人、獻土物、仍求虎豹皮、席子・人參、回賜正布六百六十五匹及虎豹皮各二領・雜彩花席二十張・人參五十斤」	2	2	
世宗八年	1426	十一月丁巳	『世宗実録』三四	「日本石見州周布因幡刺史藤藤心遣書記景雅奉書賜物(中略)回賜(中略)虎豹皮各二領(後略)」	2	2	
世宗十年	1428	五月戊午	『世宗実録』四十	「左衛門太郎遣獻土物仍報国王皇帝堯逝声息回賜(中略)虎豹皮各三張(後略)」	3	3	52
世宗十年	1428	十月甲辰	『世宗実録』四二	「筑前州大宰少貳藤原満貞致書礼(中略)回賜(中略)虎豹皮各二張張酒三十瓶」	2	2	
世宗十年	1428	十一月甲戌	『世宗実録』四二	「大内殿加賜豹皮一張虎皮二領(後略)」	2	1	
世宗十年	1428	十二月甲申	『世宗実録』四二	「因九州來使(中略)与礼物(中略)豹虎皮各一十張」	10	10	
世宗十年	1428	十二月甲申	『世宗実録』四二	「致書九州西府少貳藤公及九州都元帥源公等、各賜白細綿紬白細苧布各五匹・彩花席十張・豹皮一張・虎皮二張」	2	1	
世宗十年	1428	十二月甲申	『世宗実録』四二	「大内多多良持世賜白細紬苧布各十四・彩花席十五張・豹皮二張・虎皮四張」	12	4	
世宗十二年	1430	正月戊午	『世宗実録』四七	「日本源持直遣獻土物回賜(中略)虎豹皮各二張(後略)」	2	2	24
世宗十二年	1430	二月庚寅	『世宗実録』四七	「日本国王所遣宗金・道性等辭、答書曰、(中略)、惟照納、虎豹皮各五張(後略)」	5	5	
世宗十二年	1430	閏十二月乙巳	『世宗実録』五十	「宗貞盛致書礼曹求虎豹皮及米穀仍獻土物賜米豆各五十五石虎皮十張正布一百五十三匹」	10	0	
世宗十二年	1430	閏十二月己酉	『世宗実録』五十	「日本国大内殿求米与豹皮(後略)」	0	0	40
世宗十三年	1431	三月丁丑	『世宗実録』五一	「日本国王使臣(中略)土宜具在書後(中略)豹皮虎皮各五領(後略)」	5	5	
世宗十三年	1431	六月丁巳	『世宗実録』五二	「受常參左武衛所遣人辭命饋之礼曹答書曰專人惠書副以礼物謹啓收茲茲將(中略)虎皮五領(後略)」	5	0	18
世宗十三年	1431	十二月丁酉	『世宗実録』五四	「琉球国王使送(中略)土宜(中略)虎皮五張(後略)」	5	0	
世宗十四年	1432	七月壬午	『世宗実録』五七	「日本答国王書曰(中略)領納(中略)虎豹皮各一十領(後略)」	10	10	4
世宗十四年	1432	七月壬午	『世宗実録』五七	「大内多多良公曰(中略)不腆土宜(中略)豹二領虎皮各四領(後略)」	4	2	
世宗十四年	1432	七月壬午	『世宗実録』五七	「九州都元帥源公如右贈(中略)豹皮一領虎皮二領(後略)」	2	1	5
世宗十四年	1432	七月壬午	『世宗実録』五七	「致書閩西道大友源公贈(中略)豹皮一領虎皮二領(後略)」	2	1	
世宗十四年	1432	七月壬午	『世宗実録』五七	「致書左武衛源公曰(中略)土宜(中略)豹皮二領虎皮四領(後略)」	4	2	4
世宗十四年	1438	四月甲子	『世宗実録』八一	「対馬州礼曹致書宗貞盛曰(中略)賜貞盛(中略)虎豹皮各二領(後略)」	2	2	
世宗二一年	1439	九月辛未	『世宗実録』八六	「宗貞盛曰(中略)賜(中略)虎皮三領豹皮二領(後略)」	3	2	5
世宗二四年	1442	七月己未	『世宗実録』九七	「賜宗貞盛(中略)虎皮五領(後略)」	5	0	5
世宗二五年	1443	二月丁未	『世宗実録』九九	「日本通信使(中略)不腆土宜(中略)豹皮一十領虎皮一十領(後略)」	10	10	42
世宗二五年	1443	二月丁未	『世宗実録』九九	「今因通信使不腆土宜(中略)豹皮三領虎皮四領(後略)」	4	3	
世宗二五年	1443	八月庚寅	『世宗実録』百一	「一岐州佐志源次郎遣僧視音之等三人來(中略)賜(中略)虎皮四領(後略)」	4	0	0
世宗二五年	1443	十二月壬辰	『世宗実録』百二	「宗貞盛所遣津江次郎等賜(中略)宗盛家鞍馬虎皮二領」	2	0	
世宗二五年	1443	十二月壬辰	『世宗実録』百二	「宗彦七(中略)虎皮二領(後略)」	2	0	0
世宗二五年	1443	十二月壬辰	『世宗実録』百二	「宗彦次郎(中略)虎皮二領(後略)」	2	0	
世宗二五年	1443	十二月甲午	『世宗実録』百二	「礼曹復書宗貞盛曰(中略)特賜(中略)虎皮五領(後略)」	5	0	61
世宗二六年	1444	正月庚申	『世宗実録』百三	「日本国王書曰(中略)虎豹皮各一十領(後略)」	10	10	
世宗二六年	1444	正月庚申	『世宗実録』百三	「日本国管領曰(中略)賜給土宜(中略)豹皮二領虎皮四領(後略)」	4	2	2
世宗二六年	1444	正月庚申	『世宗実録』百三	「日本国左武衛曰(中略)賜給土宜(中略)豹皮二領虎皮四領(後略)」	4	2	
世宗二六年	1444	正月辛未	『世宗実録』百三	「贈送大内殿(中略)豹皮二領虎皮四領(後略)」	4	2	0
世宗二六年	1444	五月丙寅	『世宗実録』百四	「倭人藤九郎等二十六人來賜藤九郎(中略)虎皮四領(後略)」	4	0	
世宗二六年	1444	六月丁酉	『世宗実録』百四	「礼曹復書日本国大内殿曰(中略)特賜(中略)虎皮六領豹皮三領(後略)」	6	3	2
世宗二六年	1444	閏七月己亥	『世宗実録』百五	「対馬州太守宗貞盛曰(中略)虎皮二領豹皮二領(後略)」	2	2	
世宗二六年	1444	八月己未	『世宗実録』百六	「日本国肥前州太守源義遣(中略)賜(中略)虎豹皮各二領(後略)」	2	2	0
世宗二六年	1444	十月丙寅	『世宗実録』百六	「初宗盛家致書礼(中略)賜(中略)虎皮二領(後略)」	2	0	
世宗二七年	1445	三月丙子	『世宗実録』百七	「議政府抛礼曹呈啓大内殿教弘所送宗香等二人(中略)賜教弘(中略)豹皮二領虎皮四領(後略)」	4	2	10
世宗二七年	1445	三月甲甲	『世宗実録』百七	「議政府抛礼曹呈啓塩津源聞(中略)賜(中略)領虎皮四張(後略)」	4	0	
世宗二八年	1446	六月甲寅	『世宗実録』百十二	「日本国大内殿多多良教弘遣僧徳模等二十五人來(中略)回賜(中略)豹皮二領虎皮四領(後略)」	4	2	6
世宗二九年	1447	六月辛巳	『世宗実録』百十六	「日本一岐州兵部少輔源永遣人獻土物(中略)賜(中略)虎皮二令(後略)」	2	0	2
世宗三十年	1448	七月己丑	『世宗実録』百二十一	「日本国筑前州博多津藤原定請、遣人獻土物、請賜圖書、(中略)於是答賜(中略)虎皮二領(後略)」	2	0	22
世宗三十年	1448	八月庚辰	『世宗実録』百二十一	「日本国使正祐等還答国王書曰(中略)領納(中略)豹皮虎皮斜皮各十領(後略)」	10	10	
總 計					223	129	352

表1 『世宗実録』中の日本使節への虎皮下賜記事

表2 「世宗実録」に見る虎豹皮下賜数



このように、日本人は嗜好品としての虎皮・豹皮の下賜を切望したが、朝鮮側には毎度その要望に応えきる程の虎豹皮は無かったことが伺える。後代の『燕山君日記』(巻第二五、三年七月己巳条)では、虎皮の買入れにかかる代価が、初期には綿布三十四匹だったのが後には八十四にまで高騰していることが書かれているが、度重なる日本への大量の虎豹皮下賜は、朝鮮の虎・豹の数の減少、価格の高騰へ繋がったのではないかと考えられる。特に、1444年(61頭=虎38・豹23)のように大量に殺した場合、生態系に与える影響は多大であったと推測される。中国においてアモイトラの皮の産出量が1950年代初頭に毎年78.6枚、1960年代初頭には30.4枚だった例(上田2002)と比較しても、大問題に成りかねない数字である。その原因が、自ら手を下すことなく虎皮を手に入れることのできた、虎皮に群がる中世の日本人にあったことは明らかである。

(2) 日本国内における虎皮流通

— 守護・戦国大名達の贈答品としての虎皮 —

博多商人、守護・戦国大名が、朝鮮半島から入手してきた虎皮・豹皮は、主に西日本の日本海側へと入っていた(図3)。これらは、その後、どのように国内で流通していたのだろうか。以下、各地の大名の例から検討していきたい。

まず、応永十七年(1410)、薩摩の島津元久が上洛した際に將軍他に献上した品目を書き記した文書(『鹿児島県史料旧記雑録前編二』800号)の中には、多くの「虎皮」が送られた旨が書かれている。將軍に「虎皮十枚」、赤松老名數人に「虎皮五枚」、清阿弥に「虎皮」をその他品目に加えて献じている。献上品の中には、「人参」なども見られることから、琉球を介した朝鮮半島との貿易で島津氏がこれらを手に入れたことが推測される。

岸田裕之氏がすでに指摘しているように、朝鮮国王から琉球国王へ送られた進上物の中にも虎皮・豹皮が多く散見する(岸田2001)。特に、応仁元年(1467)四月の朝鮮国から琉球国への進上物には「豹皮五張、虎皮五張」(『那覇市史 資料篇第一巻四 歴代宝案第一集抄』112号)が含まれるが、これは博多商人道安が対馬経由で輸送したものであることが知られており、道安は「琉球国使」として琉球交易に関わっていた(中村1965)。

博多商人達も虎皮・豹皮の流通に関わっており、これらを贈答品として用いていた。文禄元年(1592)に比定される「櫛田神社文書」には、銀子二〇枚・虎皮三枚・豹皮三枚が博多津中から豊臣秀吉へ送られた旨が記されている¹⁷⁾。

また、『九州御動座記』の天正十五年六月七日条には、対馬の宗義智から虎皮十枚が、壱岐(「壱岐国御屋形」)から虎皮廿枚が豊臣秀吉に進上された旨が記載されている。朝鮮との貿易に主体的に関わっていた彼らにとっては、「数十枚」の虎皮は調達できる数量だったのである¹⁸⁾。

永禄十一年(1568)正月に石見益田藤兼・次郎父子が吉田の毛利氏のもとに初めて出頭した際の次第を記した「益田藤兼・同元詳安芸吉田出頭之礼儀次第」(『益田家文書』343号)は、益田氏が「虎皮」を毛利元就・輝元に献上したことでよく知られる文書である。岸田氏は、益田氏の朝鮮との直接交易、博多などの北部九州との交通・流通などから海洋領主としての性格を指摘している(岸田2001)。

以上のように、戦国期の史料に多く見られるのは、贈答品としての虎皮・豹皮の使用である。特に、その国内での動きは朝鮮からの移入ルート(図3)を経由したものになっており(図4)、朝鮮貿易を行う博多商人や西国の大名達はその流通に深く関わっていたことが伺えるのである。また、その国内での動きは列島の北から南まで及んでおり、虎皮の流通・消費は全国規模にまで拡大していたのである。

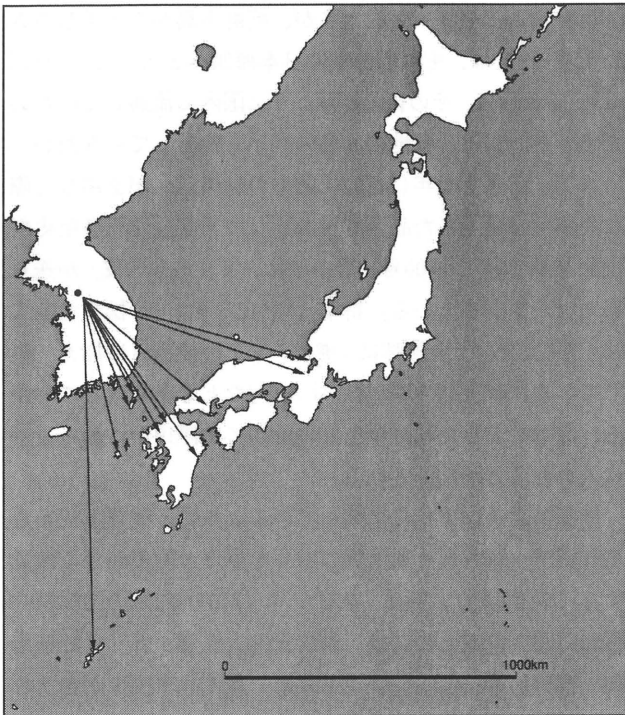


図3 14世紀における朝鮮から日本への虎皮流入

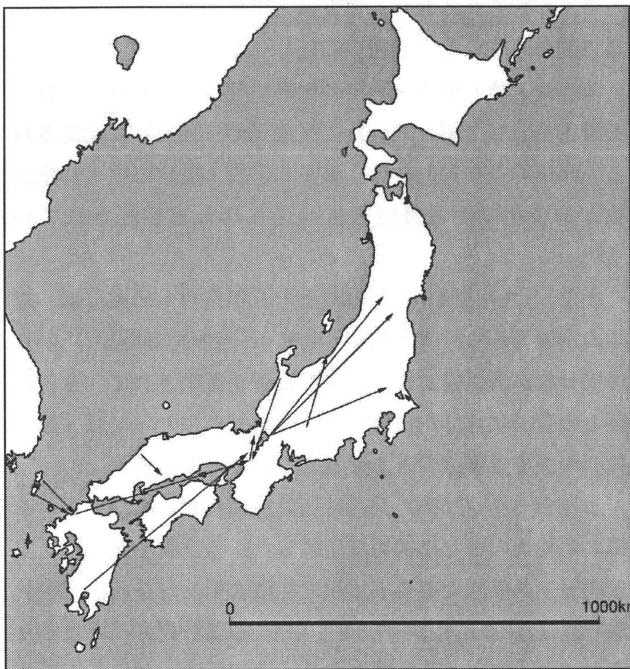


図4 中世後期日本における虎皮の動き

(3) 織田信長と虎皮 — 政治的交渉の道具としての虎皮 —

織田信長は『信長公記』に見られる多くの記事から知られるように、虎皮・豹皮を多く所持していた。朝鮮貿易に直接関わっていない信長は、【史料2】に見るように、当時商品として流通していた虎皮を何らかのルートで大量に手に入れていたと考えられる。信長は単に身の回りで虎皮を使用するだけでなく、贈答品として虎皮を多く用いていた。ここでは、虎皮使用の史料を多く残す信長の周辺から、当時の虎皮の持つ意味を探ってみたい。

1 上杉謙信への虎皮贈答

『信長公記』巻首「山城（齊藤）道三と信長御参会の事」の記事には、信長が「虎革、豹革四ツがわりの半袴をめし」ていたことが記されているが、これを立証する一次史料はなく、若い頃から信長が虎皮・豹皮を愛用していたかどうかは分からない。

信長が最初に豹皮を使ったことが確認される一次史料は、信長から上杉謙信（輝虎）へ贈られた永禄十一年（1566）に比定される以下の史料である。

【史料3】「越後上杉輝虎宛書状」

（「志賀榎太郎氏所蔵文書」二^{19）}）

去六日芳問遂拜聞候、畿内并此表之様子、其元叵風説之由候付而尋承候、御懇情候、然間始末有姿以一書申候、毛頭無越度之条、可被安賢意候、仍条々御入魂之趣、快然之至候、誠爾来疎遠之様候、所存之外候、甲刃此方間之事、公方様御入洛供奉之儀肯申之条、隣国除其妨、一和之儀申合候、其以来者駿遠两国間、自他契約子細候、依之下寄除為躰候、雖然万貴辺前々相談族無別条候、度々如申上候、越申間属無事互被抛意趣、天下之儀、御馳走所希候、将又越中表一揆蜂起、其方御手前候歟、神保父子間、及鉾盾之旨候、如何之躰二候哉、彼父子事於信長も無疎略之条、痛入斗候、随而唐糸五斤紅・豹皮一枚進之候、猶重而可申述候、恐々謹言、

七月廿九日 信長（花押）
（輝虎）
 上杉 弾正 少弼
 進覧之候

ここでは、越後では風説のない畿内と岐阜の状況（公方（足利義昭）上洛に信長が付従うことになり、隣国甲斐の武田信玄に和議を申し入れたこと、武田・徳川の間で不可侵の契約を結んだこと）を知らせ、輝虎と武田の関係がうまくいくよう願う旨を記している。また、越中での一揆、神保父子の紛争の件を心配している。信長は早くから謙信に接触しており、『洛中洛外図屏風』を送るなど、謙信に対しては特別な品を贈って媚を売っていたことが知られている。京都上洛前に、唐糸とともに謙信に贈った舶載品の豹皮は、謙信自身そして信玄の足止めとしての布石の意味も込められていたのであろう。なお、『洛中洛外図屏風』（上杉本）に描かれた祇園会の鉾には虎皮がかけられている。京都の富裕な商人達が虎皮を所持していたことが伺える。

その後、足利義昭によって浅井・朝倉・三好・武田・本願寺などの信長包囲網が狭まっていく元龜二年（1571）にも、信長は謙信に豹皮を贈っている。

【史料4】「越後上杉謙信宛書状」

(『高橋文書』○羽前、『吉川金蔵氏所蔵文書』²⁰⁾)

去秋巳来隔音問候、心外之至候、仍陸奥へ鷹為可尋求、鷹師兩人差下候、過書、同路次番等之吏、被加芳言候者、本望候、隨而豹皮二枚進之候、任所在候、猶追而可申候、恐々謹言、

正月廿三日 彈正忠信長 (花押)
(謙信)
 謹上 上杉彈正少弼殿

この文書は、陸奥の国の鷹を探すために鷹師を派遣する際の、過書(通行書)と道中警備を依頼したもののだが、その見返りとして信長が謙信に贈ったのが豹皮二枚であった。豹皮二枚が、他国の者への通行書発行と、その道中警備に相当すると信長が考えていたことが分かる。

2 東国大名への虎皮贈答

また、信長は豹皮以外にも虎皮も贈答品として送っている。天正二年(1574)に比定される以下の文書では、信長から伊達輝宗に返礼として虎皮三枚が贈られている。

【史料5】「織田信長書状并音物目録」

(『伊達家文書』300号²¹⁾)

(折紙ウハ書)
 謹上 伊達次郎殿 信長

去初冬芳墨遂拝閱、委曲及返答候シ、其後無音所好之外候、鷹于今堅固候、自愛過推察候、仍五種目録進之候、雖不珍、音問之便、如申奮候、自今以後別而可被相通之事、所希候、恐々謹言、

九月二日 信長 (花押)

(輝宗)
 謹上 伊達次郎殿

目録

一、金欄 拾端
 一、段子 拾端
 一、褶 式拾端
 一、紅糸 拾斤
 一、虎皮 参枚

已上

九月二日 信長 (印文、天下布武)
 伊達殿 (朱印)

ここでは、信長は「雖不珍」と謙遜しているが、奥州ではこれらの舶載品は珍重品であったと考えられ、輝宗から送られた鷹の返礼としては十分なものだったと考えられる。

また、今後、お互いに相通していくことも書かれており、政治的な意味合いも含めた返礼であったと考えられる。

信長は他にも、天正五年(1576)には出羽の白鳥長久に「段子三十巻・縮羅三十端・紅五十斤・虎皮三枚・豹皮二枚・狸々皮二赤白」を贈り(『榎本文書』『山形県史』一所収)、天正九年(1581)には下野の長沼山城守(皆川広照)へ「褶百端・虎革五枚・紅緒五十結」が「祝儀計」りに贈っている(『皆川文書』二〇下野)。また、『信長公記』には、天正七年(1579)、陸奥の遠野孫次郎に「御服十着・白熊二付・虎革二枚」(『信長公記』巻十二)を、天正八年(1580)、関東の北条氏政に「虎皮廿一枚、縮羅参百端、狸々皮十五」を、下野の宇都宮貞林に「縮羅三十反、豹虎皮十枚、金欄二十反、御服一重、黄金三枚」を贈った旨(『信長公記』巻十三)が書かれている。

これらに共通するのは、北陸・東北・関東といった東国の大名への虎豹皮の贈答である点である。つまり、信長が中国や朝鮮からの舶載品を多く入手し、これらの入手が困難な東国の大名・豪族へ政治交渉の手段として贈答していたことが伺えるのである。

3 石山本願寺の虎皮贈答

天正八年(1580)、信長は五年間に渡って苦戦を重ねた石山本願寺をついに屈服させる。門主光如の本願寺退去の八月二日、前門主顕如が信長に礼物として贈ったのは虎皮であった。

【史料6】「本願寺顕如光佐宛黒印状」

(『本願寺文書』90山城²²⁾)

(包紙ウハ書)
 「本願寺 信長」

(端裏切封)
 「(墨引)」

為先度之礼儀芳問、殊虎革三枚・氈一、誠懇情之趣析然候、猶宮内卿法印可申候也、穴賢々々、

八月二日 信長 (黒印)

本願寺

本願寺には、天文二三年(1554)能登の前守護畠山徳祐(とくゆう よし)(義統)から虎皮が送られており²³⁾(『天文日記』同年十二月十一日条)、日本海交易経路で虎皮を入手するルートがあった可能性もある(東四条1995)。また、【史料1】で見たように、顕如は浅井長政に虎皮一枚を進上しており、戦国武将たちが虎皮を好むことをよく知っていた。顕如は、特に信長が虎皮を好むことを承知の上で、侘びを入れる意味で虎皮を贈ったのであろう。信長の虎皮趣味を象徴する史料である。

このように、虎皮の贈答にはその高価な価値以上に政治的な意味がこめられていた。自ら貿易によって虎皮を手に入れることができた西国大名とは異なり、東国の大名にとって虎皮などの舶載品は手に入りにくいものだった。その際、畿内にいち早く進出した信長は、その入手ルートを掌握することができたのであろう。そして、その虎皮の使用例からは、政治的交渉の道具として虎皮を巧みに使いこなす織田信長の姿を垣間見ることができるのである。

5. 近世初期における虎皮の流通と消費

これまで見てきたように、中世後期において虎皮は朝鮮から大量にもたらされた貿易品であった。その虎皮を日本人が自らの手で虎を狩り、手に入れる機会を得たのが朝鮮出兵であった。

(1) 文禄の役における虎狩

虎狩と言えば、加藤清正の虎狩が有名だが、その事実を示す一次史料は残されていない。また、江戸時代の編纂史料である『黒田家譜』（文禄三年条）には黒田長政の虎狩の

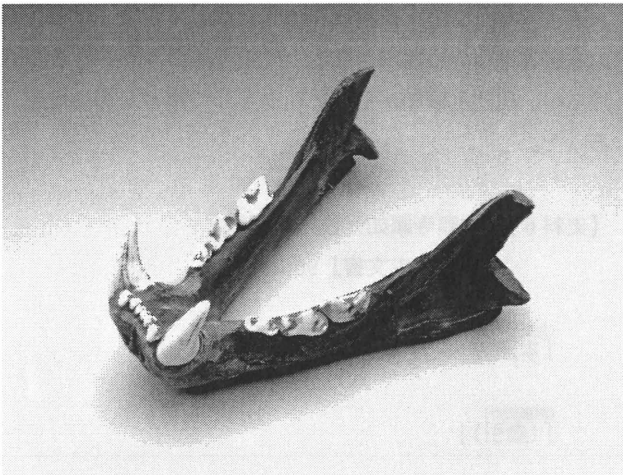


図5 虎頭（個人蔵）

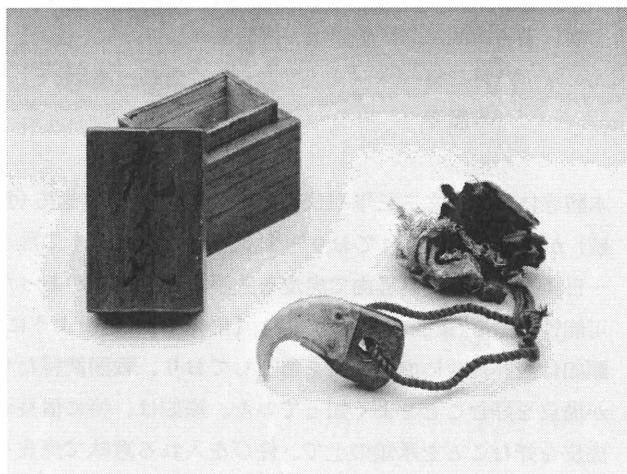


図6 虎爪（個人蔵）

記載がある。この時、持ち帰ったと伝えられる虎の顎骨、虎の爪が今も残されている（図5・6）。この黒田長政の虎狩の事実を示す一次史料は残されていないが、慶長の役後からの帰陣²⁴後まもない慶長四年（1599）の正月に、長政は家康に虎の頭を献上していることから（『黒田家文書 第一巻』142号）、虎狩を朝鮮で行った可能性がある。これら朝鮮出兵における大名達の虎狩は、以下の史料から明らかのように、豊臣秀吉の指示である。

【史料7】「浅野長吉・木下吉俊連署状」（折紙）

（『鹿児島県史料 旧記雑録後編二』1432号）

大閣様為御養生可参御用之虎を御取候て塩能仕悉可有御上之由 御意候
皮者此方ニ不入候間其仁へ可被遣旨被仰出候頭肉腸何も一疋分不残塩を
御沙汰候て可被参候恐惶謹言

木下大膳大夫

吉俊（花押）

浅野弾正少弼

長吉（花押）

十二月廿五日

羽柴薩广侍従様

人々御中

これは、当時奉行職にあった浅野長吉（長政）・木下吉俊（吉隆）から島津義弘へ出された文書である²⁵。「皮者此方ニ不入候」の文言に明らかのように虎皮が目的ではなく、秀吉の養生のための虎の肉であり、虎皮は島津氏の手元に残ったと推測される（北島2002）。

同一内容の文書が、吉川家文書にも残されており（『吉川家文書』769号）、文禄の役の際、朝鮮在陣の諸大名にも虎狩・虎肉献上の指令が出されていたものと考えられている。また、これ以前に吉川広家から秀吉への虎肉献上の例があり（『吉川家文書』132号）、半島における虎狩は、当文書発給以前から行われていたことが推測されている（北島2002）。

特に、島津氏の虎狩の様子は、江戸時代に編纂された書物（『征韓録』『虎狩之事』）に詳しいほか、江戸時代の薩摩武士の教育のために作られた『高麗虎狩図屏風』（図7）からも分かる。ここでは、二匹の虎を囲む多くの人間の他に、虎を追い立てる黒色と白色の犬が右下に描かれている（図8）。

四世紀から五世紀にかけて築造されたとされる高句麗の舞踏塚の壁画には、弓矢を構えて馬に乗った人間が虎を追いかけている側に黒い犬が描かれており、半島での虎狩における犬の使用は古くから行われていた。図8の白犬や黒犬は日本にいる茶色の日本犬とは違っており、半島原産の

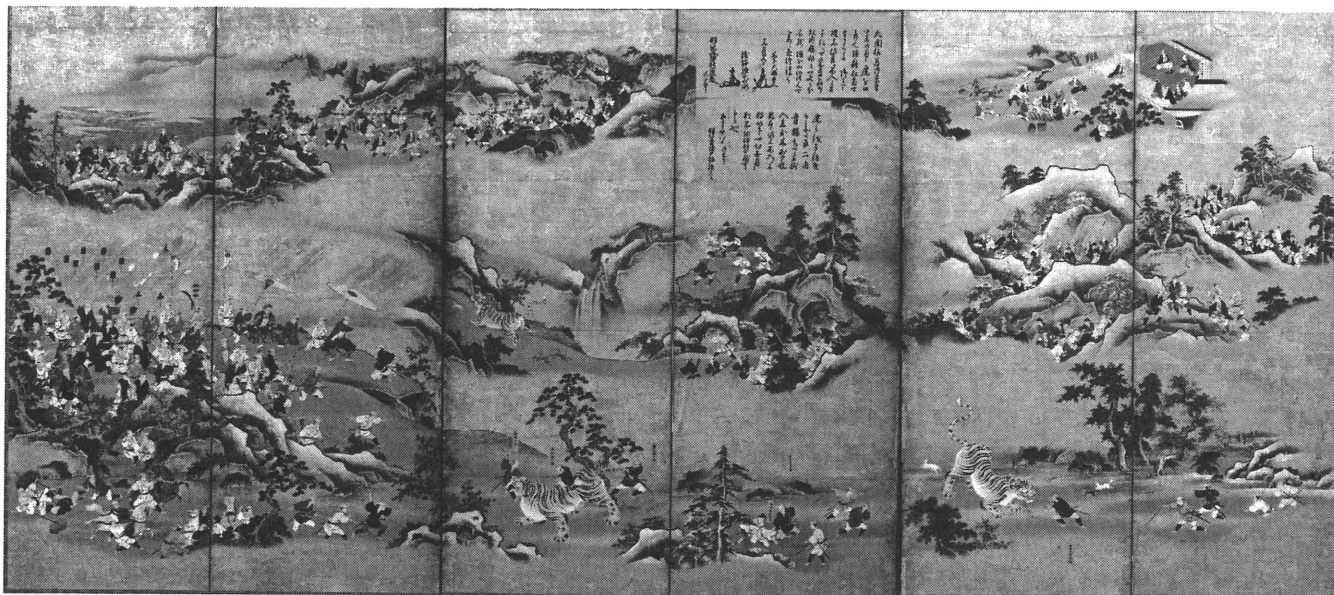


図7 「高麗虎狩図屏風」(一部)(都城歴史資料館所蔵)



図8 「高麗虎狩図屏風」に見える獵犬

獵犬である豊山^{フサン}犬やサブサル^{サブ}犬である可能性が高い²⁶⁾。

また、島津義弘の高麗在番中(文禄二~三年)に出された以下の秀吉朱印状には、島津兵庫家中には「鹿喰犬」が多くおり、その逸物の犬を献上すべき旨が指示されている。

【史料8】『旧記雑録後編2』1391号
 嶋津兵庫家中、鹿喰犬餘多有之由、被及聞召候、然者
 御用候間、逸物之犬可上之候、兵庫事、高麗在番之儀候
 間、面々令馳走、此方使者可相渡候、委曲石田治部少輔
 可申候也、
 十月二日 (御朱印)
 嶋津兵庫
 留守居中

この文書は義久の留守居中宛てに出されていることから、島津が鹿狩に使っていた獵犬(薩摩犬)は鹿児島におり、わざわざ朝鮮までは持っていなかったのであろう。犬が朝

鮮での虎狩使われたとすれば、これも現地調達であったことが推測される。

(2) 秀吉に献上された虎の肉

虎狩によって島津氏が手に入れた虎二頭は、以下の史料に見るように、肉、骨、腸などに分割され、塩漬けにされて秀吉へと献上された。

【史料9】『島津家文書』395号
 虎之儀被仰遣候之處、即二肉骨腸色々取揃、入念到候、
 別而悦思召候、此上不入候間、狩以下一切無用候、猶石
 田治部少輔可申候也、
 卯月廿八日 (御朱印)

(義弘)
 羽柴薩摩侍従とのへ

虎肉(「乾虎肉」)は、15世紀から朝鮮国王から日本使節への下賜品として日本へもたらされている(『世宗実録』世宗八年二月丙子条)。しかし、これらは付属程度にもらうもので主要な交易品ではなかった。

秀吉は、すでに日本に入っていたが、貴重であった虎肉に関する知識を前提に、この虎肉献上の命令を出したのであろう。【史料7】に「大閤様為御養生」とあるように、「虎肉」は薬用であったと考えられる。

(3) 徳川家への献上品としての虎皮

島津氏が虎狩によって手に入れた虎皮の行方は定かでない。しかし、朝鮮から帰国後、徳川家に虎皮を献上している点は注目される。それは、秀忠の代に3回、家光の代に1回と何度も繰り返された(『島津家文書』817号、857号、870号、940号、941号)。先に指摘したように、島津氏はす

で15世紀から虎皮を贈答品として扱っており、琉球経由で虎皮を入手することは容易であった。しかし、朝鮮出兵における島津氏の虎狩の事実は、それが朝鮮における虎狩の産物でないとしても、虎皮の贈答品としての価値を高めたものと思われる。

6. おわりに

これまで見てきたように、国外からの舶載品としての虎皮は、古代には渤海から、中世には朝鮮半島から主にもたらされた。そして、その日本国内における流通・消費は、中央から地方へ、官人から武士、商人、裕福な庶民へと広く拡大していった。それとともに、日本人の虎皮に対する嗜好性は肥大化し、中世後期には朝鮮王朝に大量の虎皮を要求するようになる。大量に流入した虎皮は、商品としてばかりでなく、贈答品としても頻繁に使用されるようになる。江戸時代に入ってから、虎皮は朝鮮通信使の献上品や対馬宗氏を経由して、国内へと輸入され続けるのである(鶴田2003)。

日本人の獣皮への嗜好性は、虎皮に限らず、様々な毛皮にわたり、鹿皮・熊皮・猿皮・犬皮・狸々皮(オランウータンの毛皮)などが古代・中世の史料に多く登場する。これらは東アジア世界全体で動いていた産物であり、今後、これら獣皮の流通・消費の全体像を把握していくことが、虎皮の位置づけを探っていく上で求められる。

【注】

- 1) 明治時代以降、多くの日本人が虎狩を行っている。特に、旧尾張藩主徳川義親はシンガポールで虎狩を行い、「虎狩の殿様」として知られる(小田部1988)。
- 2) 後述するように、今から30~60万年前には、日本列島に虎や豹、オオヤマネコが生息していたと考えられている。
- 3) 「虎革」の字を使う史料も見られる(『皆川文書』20下野、『織田信長文書の研究』959号)。
- 4) 江戸時代の故実家伊勢貞丈は、「旧記に虎皮とあるは皆虎の皮の事也、(中略)、古書に唐皮と有るを今の世、阿蘭陀より渡る金唐皮の事とおもふべからず」と記載している(保立1993)。
- 5) 同様の記事が、『殿暦』『長秋記』の同日条にも見られる。
- 6) 現在生息するネコ科各種の血清中アルブミン(タンパク質の一種)の分析結果(オブライエンほか1986)によれば、ネコ科動物は、約1200万年前にスミロドンとは別のネコ類(オセロットなど)に、1000万~800万年前頃にイエネコなどに、約700~400万年前にピューマの仲間などを生み、次いで、オオヤマネコと現在の大型ネコ科動物に分かれた。
- 7) ヒョウの化石も栃木県・山口県から発見されている。
- 8) 後述するように、文禄の役における島津の虎狩も冬に行われたと考えられる。
- 9) 朝鮮王朝では、日本に贈与する虎皮は、必ず頭と尾と四本の足がついたものを進献することに定められていた(『文宗実録』巻五、元年正月十日(庚戌)条)(平木2002)。
- 10) これは、長屋王が執政大臣という地位を利用して、渤海使から

豹皮などを独占的に購入していた「大臣外交」の可能性を示す重要な史料である(佐藤1997)。

- 11) 「大虫」とは「虎皮」のことである。
- 12) 文書の差出人は、宜湾、國頭、金武の名から明らかなように、琉球国の人間である。宛先は記載されていないが、「御文庫拾七番箱十九巻中」に残されたものであり、島津氏宛に送られた文書であろう。文書の内容は、琉球国から將軍家への献上品の購入にかかる銀子百貳拾貫目が調達できず、借銀をして銀子を調達する旨、その返済方法などを述べたものである。参府以前の三月にすでに献上品を進上するの日程が確定している点(「慶長十五年八月八日、於駿河中山王登城之時進上」「同八月廿八日、於江戶登城之時」)など不明な点があり、文書の年次は判然としない。
- 13) 渤海国は、七世紀末に中国東北地方を中心に粟末靺鞨や高句麗の遺民により興された国である。
- 14) トラ・ヒョウとは異なるイタチ科テン属の亜種クロテン(*Martes zibellina*)も、ヨーロッパ東部・ロシア・中国・朝鮮半島・日本の北海道まで広く分布していた。特に、大陸産のクロテンの毛皮は高級品であった。
- 15) 日本国内での虎皮使用を描いた古代・中世の絵巻物には、他にも、『年中行事絵巻』『北野天神縁起絵巻』があり、中国での使用の様子が描かれた『吉備大臣入唐絵巻』『玄奘三蔵絵』などがある。
- 16) 『後三年合戦絵巻』『春日権現験記』『蒙古襲来絵巻』に描かれた武士達の中には、虎豹皮の切付を付けているものが見られる。
- 17) また、室町時代初期の成立とされる『喫茶往来』には、「客位の胡床には豹皮を敷き」とあり、豹皮の敷物が茶席で使われるようになっていたことを伺わせる。茶を好む博多商人達にとって、虎皮の入手は商品・贈答品以外にも茶道のオプションとして重要な位置を占めていたと考えられる。
- 18) また、天文二年(1533)に比定される四月十一日付の陶興房宛て宗盛賢書状(『大永享禄之比御状并書状之跡付』)では、太刀・照布・弓・花席などとともに「豹皮一枚」が献上されている。
- 19) 『織田信長文書の研究』92号。花押の形状と義昭が上洛を認めた記事から永禄十一年に比定される(奥野1974)。
- 20) 『織田信長文書の研究』271号。花押の形状から元亀二年に比定される(奥野1974)。
- 21) 文書の内容(畿内の情勢)から天正元年(1573)に比定される十二月廿八日付の信長書状(『伊達家文書』291号)に、輝宗が信長に珍物を送ったことが記載されており、その返礼として贈られた進物の目録である【史料5】は、翌年の天正二年に比定される。
- 22) 『織田信長文書の研究』883号。
- 23) 『天文日記』には「一、從能登徳祐、就今度彼国左右方へ自加州不可合力之由申付之段、祝着之儀書札、香合金糸、盆一枚來、使飯河越後守也、(下間)頼資披露、虎皮雖出之、直書にも添状にも無之間不請取、」とあり、実際に頭如側は受け取っていなかった。
- 24) 黒田長政が朝鮮から帰陣したのは、慶長三年の末である。
- 25) 木下吉隆が従五位下大膳大夫に任ぜられるのは、文禄二年十月三日(「柳原家記録」「駒井日記」「吉川家文書」)である。吉隆は文禄四年八月の関白秀次事件に連座して失脚して、島津義弘に預けられている(「島津国史」)。これ以後、秀吉周辺の文書に吉隆が署名することはない。浅野長政は、文禄二年五月以降、秀吉朱印状や副状に山中長俊・稲葉重通・木下吉隆らとともに名前が上がるようになる。さらに、島津義弘は文禄元年に渡海し、文禄四年五月十四日に帰国している。このことから、【史料7】の発給年次は文禄二年か文禄三年に絞り込めるが、関係文書からも二年か三年かを定める明確な証拠はない。
- 26) 服部英雄氏の御教示による。

【参考文献】

伊藤幸司2005「日朝関係における偽使の時代」『日韓歴史共

- 同研究報告書／第2分科(中近世)』
- 今村啓爾2000『富本銭と謎の銀銭—貨幣誕生の真相』小学館
- 上田信2002『トラが語る中国史』山川出版社
- 上田雄・孫栄建1990『日本渤海交渉史』六興出版
- 奥野高広1988『織田信長文書の研究』上、吉川弘文館
- 奥野高広1988『織田信長文書の研究』下、吉川弘文館
- 小野正敏2001『図解・日本の中世遺跡』東京大学出版
- オブライエン S.J., ウィルト, D.E., プッシュ, M. 1986『絶滅の危機に瀕するチーター』日経サイエンス1986年7月号
- 勝俣鎮夫1994「一五—十六世紀の日本—戦国の争乱」『岩波講座日本通史 第10巻』岩波書店
- 川尻秋生2008『全集日本の歴史 第四巻 揺れ動く貴族社会』小学館
- 岸田裕之2001『大名領国の経済構造』岩波書店
- 北島万次2002『壬辰倭乱と秀吉・島津・李舜臣』校倉書房
- 九州国立博物館編2008『島津の国宝と篤姫の時代』
- 小田部雄次1988『徳川義親の十五年戦争』青木書店
- 酒寄雅志2001「八世紀における日本の外交と東アジアの情勢」『渤海と古代の日本』校倉書房
- 酒寄雅志2006「古代日本海の交流」熊田亮介・坂井秀弥編『日本海域歴史大系 第二巻 古代篇II』清文堂
- 佐藤信1997「古代の『大臣外交』についての一考察」『境界の日本史』山川出版社
- 高橋公明2001「海域世界の交流と境界人」『日本の歴史 第14巻 周縁から見た中世日本』講談社
- 田川孝三1964『李朝貢納制の研究』東洋文庫
- 田代和生1981『近世日朝通交貿易史の研究』創文社
- 田村洋幸1967『中世日朝貿易の研究』三和書房
- 鶴田啓2003「釜山倭館」『日本の時代史14 江戸幕府と東アジア』吉川弘文館
- 中村栄孝1965『日朝関係史の研究』上、吉川弘文館
- 中村栄孝1966『日本と朝鮮』至文堂
- 橋本雄1997a「中世日朝関係における王城大臣使の偽使問題」『史学雑誌』106-2
- 橋本雄1997b「朝鮮への「琉球国王使」と書契・割符制—15世紀偽使問題と博多商人」『古文書研究』第44・45合併号
- 服部英雄2006「博多の海の暗黙知・唐房の消長と在日宋人のアイデンティティ」『内陸圏・海域圏ネットワークとイスラム』権歌書房
- 東四条史明1995「日本海交通の拠点 能登」『中世の風景を読む』新人物往来社
- 平木實2002「朝鮮時代初期における「虎」をめぐる」『朝鮮学報』186
- 増井光子・増井隆一・伊藤雅子監修1997『トラ—絶滅の危機に瀕している種』エッソ石油株式会社
- 村井章介1987「中世における東アジア諸地域と交通」『日本の社会史 第一巻 列島内外の交通と国家』岩波書店
- 村井章介1993『中世倭人伝』岩波新書
- 森克己1948『日宋貿易の研究』(のち『森克己著作集』第一巻、国書刊行会、1975として再刊)

SUMMARY

: A Study of tiger fur in Ancient and Medieval Japan

Keita KUSUNOSE

This paper examines the distribution and consumption of tiger fur in Ancient and Medieval Japan. The contents of this study are as follows:

Firstly, the roots and value of tiger fur is analyzed. Secondly, the distribution and consumption of tiger fur in Ancient and early Medieval Japan is analyzed. Thirdly, the distribution and consumption of tiger fur in late Medieval Japan is analyzed. Finally, the distribution and consumption of tiger fur in early Modern Japan is analyzed.

The results of this study are as follows:

- 1) In Ancient and Medieval Japan tiger fur was imported from Asia. Though very expensive, it was available to buy.
- 2) In Ancient Japan tiger fur was imported from “Bokkai” and its use was restricted to certain ranks. In early Medieval Japan, tiger fur was imported from Korea and its use was extended to further ranks.
- 3) In late Medieval Japan tiger fur was also imported from Korea. Japanese traders asked for many tiger furs from the King of Korea, and imported tiger fur was used as gifts by “Sengoku daimyo”. Oda Nobunaga in particular liked it and possessed many furs. Nobunaga assumed distribution of tiger fur and used it as gifts for other “Sengoku daimyo”.
- 4) In the early Medieval period Japanese people got the chance to hunt tigers in Korea and obtain the fur.
- 5) In Ancient and Medieval Japan tiger fur had a fixed status as a nonessential grocery.